

## 平成26年度第9回学長選考会議議事要旨

日時 : 平成26年12月4日(木) 10時00分～12時05分  
場所 : 札幌駅前サテライト(教室1)  
出席者 : 松岡(議長)、祖母井、柿沼、立川、蔵本、高橋、  
渡部、阿部、玉井、星野、羽賀、戸田、城後、佐川  
欠席者 : 内田、佐藤

### 【議事】

#### 1. 前回(第8回)の議事要旨について

総務課長から、資料1に基づき前回会議の議事要旨が読み上げられ、表現を一部修正の上、了承された。

#### 2. 学長選考について

##### (1) 学長選考の実施に係る運用方針案(素案)について

総務課長から、机上配付資料に基づき学長選考の実施に係る運用方針案(素案)の説明があり、審議の結果、次の意見が出され、これを本運用方針案に盛り込むことが了承された。また、本運用方針案に基づき学長選考を進めていくこととなるが、今後必要に応じて修正を加える可能性があることから、「運用方針案」として定めることとした。

・「望ましい学長像」の意向聴取、候補者の所信書に対する意見及び立会演説会参加の対象者は、無期雇用、有期雇用を問わず、教職員全員とする。

・「望ましい学長像」及び候補者の所信書に対する意見は、原則、全て公表する。

・所信書に対する教職員の意見は候補者に通知し、それに対する候補者からの回答も公表する。

・応募者が4人以上いた場合の絞り込みは、3人とする。

・立会演説会は平成27年5月22日(金)15時～17時の2時間程度とし、そのうち、候補者の演説時間は一人15分とする。

・立会演説会の質疑応答は事前に質問者を募り、質問の内容を整理する。

・立会演説会の司会進行は、学長選考会議議長が行う。

##### (2) 「望ましい学長像」について

第3期中期目標・中期計画や第2期の見直し等も参考に検討していくこととし、次回会議で審議することとした。

#### 3. その他

○次回(第10回)会議を平成27年1月13日(火)10時00分から開催し、「望ましい学長像」を中心に審議することとした。

○会議終了後、議長から、「北海道教育大学の自治の発展を願う退職者有志」より意向投票に関する要望書が届いたことの報告があり、委員に配布された。

以上

平成26年度 第9回学長選考会議開催要項

○日 時 平成26年12月4日（木）10時00分～12時00分

○場 所 札幌駅前サテライト「教室1」  
(札幌市中央区北5条西5丁目7)

○議 題

(1) 学長選考について

(2) その他

○配付資料

資料1 平成26年度第8回学長選考会議議事要旨（案）

## 平成26年度第8回学長選考会議議事要旨（案）

日時：平成26年11月14日（金）9時32分～10時57分  
場所：札幌駅前サテライト（教室2）  
出席者：松岡（議長）、内田、蔵本、高橋、渡部、阿部、玉井、星野、  
佐藤、戸田、城後、佐川  
欠席者：祖母井、柿沼、立川、羽賀

### 【議事】

#### 1. 前回（第7回）の議事要旨について

総務課長から、資料1に基づき前回会議の議事要旨が読み上げられ、了承された。

#### 2. 学長選考について

##### （1）学校教育法及び国立大学法人法の一部改正の趣旨等の確認について

審議に先立ち、委員から、本学の選考規則の改正内容について新聞報道されたことを踏まえ、そもそも今回の規則改正の元となった国立大学法人法の一部改正の趣旨について、改めて確認したい旨の意見が出された。

これに対し、議長から第2回（6月開催）の会議内容の再確認と、改正の趣旨等の説明とともに、法改正の趣旨等を認識し、実りある制度を作り上げていくことを確認した。改正の趣旨等についての議長からの説明内容は以下のとおり。

今回の学校教育法及び国立大学法人法等の一部改正の趣旨は、平成26年5月23日の衆議院文部科学委員会における文部科学大臣の提案理由等の説明にあるとおりであり、「大学は国力の源泉であり、各大学が人材育成、イノベーションの拠点として教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップのもとで戦略的に大学を運営できるガバナンス体制の構築が不可欠であり、学長を補佐する体制の強化、大学運営における権限と責任の一致、学長選考の透明化等の改革を行っていくことが重要である。

この法律案は、このような観点から、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長の選考に係る規定の整備を行うなどの必要な措置を講ずるものである。」とされ、また、この法案を提出する理由については、「急速な少子化に伴う18歳人口の減少や、グローバル化の進展による国際的な大学間の競争等に各大学が適切に対応していくためには、予算や定員の再配分や学部編成などの組織の見直し等、学長のリーダーシップのもとで進めていく必要がある。

一方、大学のガバナンスについては、現在、権限と責任のあり方が明確でない、また、意思決定に時間を要し、迅速な対応ができていない、あるいは、学内の都合の方が先行して、十分に地域や社会のニーズに応えるような大学運営が行われていないといった課題が指摘をされている。このため、今回の法律改正により、学長補佐体制の強化、大学運営における権限と責任の一致、学長選考の透明化等の改革を行うことによって、大学運営に責任を負う学長が、教授会をはじめとする学内の意見を聞きながら、全学的な視点で大学運営を考え、その権限において最終的に決定する環境の整備を目指すものである。」と説明され、審議の後、成立したものである。学長選考に関する法の規定改正も、この理由の中で審議されたものである。

## (2) 学長選考規則に関する運用（案）について

総務課長から、資料2に基づき、前回の議論を踏まえて修正した学長選考規則に関する運用（案）の説明があり、審議の結果、原案どおり本日付けで改正・施行し、併せてホームページで公表することとした。

また、「望ましい学長像」に対する教職員の意向聴取の方法等を定めた実施要領を作成することを決め、次回引き続き審議することとした。なお、主な意見等は以下のとおり。

- ・「望ましい学長像」に対しての教職員の意見はあくまでも参考で、最後は選考会議の責任で決めるべきだ。
- ・候補者から提出される所信書の様式（様式第3号）だけでは教職員に内容が伝わりにくいので、図式やポンチ絵等の添付も可能とした方がよい。
- ・立会演説会終了後にも教職員の意向を聴取してほしい。
- ・意向聴取は、匿名性を担保してほしい。名前を出すと、なかなか意見を出せない者がいると思う。例えば、現体制に批判的な意見を出そうとしても、誰が出したか知られてしまい、躊躇してしまうおそれがある。
- ・匿名での意見提出を可能とすると、同じ者が同じ意見を何度も出すことも考えられ、それが多数の意見ととらえられてしまうおそれがある。意見は一人1回とし、そのことを確認できるようにすべきである。
- ・自分たちの学長を選ぶための意向聴取なのに、堂々と名前を書けないという感覚や意味がわからない。
- ・意見の公表は名前を出さないようにし、意見を募集する際に名前は公表しないことを付記するとよい。
- ・教職員から出された意見が事務局で整理される際に省かれてしまう可能性もあるので、出された全ての意見を選考会議委員が目を通せるような仕組みがよい。
- ・意向聴取する教職員の範囲を整理した方がよい。
- ・意向聴取、立会演説会、面接の方法及び有資格者と意向聴取の対象者などの詳細を実施要領として整理した方がよい。

## 3. その他

○議長から、1月中旬頃から学長選考が始まるにあたり、選考が遅れることのないようフロー図の日程をできるだけ守って進めていく旨の確認があった。

○次回（第9回）会議を、平成26年12月4日（木）10時00分から札幌駅前サテライトで開催し、実施要領を中心に審議することとした。

以 上